

# 商品概要説明書

項 目	内 容
1.商品名	一般住宅ローン
2.対象者①居住区域等	豊橋商工信用組合の営業区域に居住又は勤務している個人の方
②保険	団体信用生命保険に加入できる方(保険料は当組合が負担します)
③年齢条件	申込時20歳以上65歳未満で完済時75歳未満の方
④年収条件	税込年収150万円以上の方(ただし家族の安定収入がある場合は本人又は家族のいずれか低い所得の2分の1を限度として申込人の所得に加算することができます)
⑤勤続(営業)年数	同一事業所に3年以上勤務又は同一事業を3年以上経営している方
⑥職業	安定した職業に従事し、継続的な収入が得られる方 *ただし次の職業に従事している方は個別に申込の可否を判断させていただきます ア)運輸関係……………タクシー・トラック・ダンプカーの運転手、港湾荷役作業員 イ)土木・建設……………ビル建築、橋梁・造船・港湾・ダム工事等の高所作業員、 ・不動産関係 トンネル・地下鉄・ダム工事等の隧道作業員、建売業、土地売買業、 不動産代理業・仲介業、土地・住宅建築業の経営者及び従業員、 不動産関連業(電気工事、資材運送業) ウ)サービス関係………キャバレー、料理店、ナイトクラブ、喫茶店、バー、マージャン、パチンコ、 個室付浴場、小規模な興行場等の経営者及び従業員、職業スポーツ家 エ)その他……………花火・火薬製造及び取扱者、導火線工、サルベージ作業員、潜水作業員、 テストパイロット、テストドライバー、自動車・オートバイ競争選手、 猛獣を取り扱う方、スタントマン
3.資金使途	借入申込人又はその家族が居住し、かつ借入申込人が所有するための下記物件 ①土地付住宅(建売住宅含む)の購入 ②住宅の新築・増改築 ③マンションの購入 ④近い将来住宅を新築し居住する予定の土地購入 (3年以内に建物を新築していただきます) ⑤①～④で取組したローン借換資金 *ただし下記の物件は原則として対象外です ア.市街化調整区域内にあり建築許可が得られないもの イ.農地で宅地転用許可が得られないもの ウ.すでに所有権以外の権利が設定されており融資 実行までに抹消できないもの (注)権利者が公的機関等やむをえない場合を除く エ.建築基準法に違反する住宅 オ.連棟式木造中古住宅 カ.私道負担部分を除く100㎡未満の土地 (住宅の新築・増改築の敷地を含む) キ.道路位置指定を受けられない私道に接面する土地 (担保提供者の持分があれば除く) ク.バルコニー及び共有部分を除く専有面積が40㎡ 未満のマンション ケ.借主が融対物件を所有しないもの(持分所有含む)
4.融資金額	30万円以上6,000万円以内(1万円単位) ただし原則総費用の80%以内(諸費用等を含めることは可能)且つ自己資金が20%以上必要です
5.利率(金利)	当組合における住宅ローン期間別等の基準利率(金利は見直しにより変更があります) ①保証会社の保証を付けない場合は基準金利に0.350%を加えた金利となります ②基準利率より引き下げる適用金利とするには、下記の2項目のお取引を条件に引き下げます (固定期間により引き下げ幅は異なります) ・本人の給与振込又は年金振込指定(同居親族でも可) ・公共料金3種類以上自動振替セット 金利情報の入手方法:ホームページ内の金利一覧や店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会下さい
6.融資期間	・購入物件の内容により次の通りとします ①新築・マンション……………35年以内 ②中古住宅……………25年以内 ③中古マンション……………25年以内又は 「35年一築経過年数」の短い年数 ④借地上の建物(地主の承諾書徴求の場合) ………………20年以内で借地契約期間内 ⑤土地(更地)……………20年以内 ⑥借換……………既借入期間内の範囲内



# 商品概要説明書

項 目	内 容	
18.苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>・苦情処理措置            ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。</p> <p>【窓口：豊橋商工信用組合 営業統括本部】 電話：0532-53-2828            受付日：月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および組合の休業日は除く）            受付時間：午前9時～午後5時</p> <p>なお、苦情対応の手続きについては、当組合ホームページをご覧ください。            ホームページアドレス <a href="https://www.toyohashi-shoko.co.jp">https://www.toyohashi-shoko.co.jp</a></p> <p>・紛争解決措置            愛知県弁護士会 紛争解決センター（電話：052-203-1777）            愛知県弁護士会西三河支部 紛争解決センター（電話：0564-54-9449）            東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）            第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）            第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）</p> <p>で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は豊橋商工信用組合営業統括本部または下記窓口までお申し出ください。</p>	
	<p>東海地区しんくみ苦情等相談所            〒453-0015 名古屋市中村区椿町3-21 信用組合会館内            電話：052-451-2110</p> <p>月～金（祝日及び12/29～1/3を除く）9時～12時及び13時～16時30分</p>	<p>しんくみ相談所（一般社団法人全国信用組合中央協会）            〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5            電話：03-3567-2456</p> <p>月～金（祝日及び金融機関休業日を除きます）9時～17時</p>